

医療保険（精神科指示書対応） 訪問看護利用料金（非課税）

(2026.6.1～)

■ 基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。健康保険証・高齢受給者証・健康手帳をご提示ください。利用料については次のように区分されます。

訪問回数/負担割合		利用料金(10割)	※基本療養費	管理療養費	利用者負担額		
					1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
1日目(月の初日)	30分未満	¥11,960	¥4,250	¥7,710	¥1,200	¥2,390	¥3,590
	30分以上	¥13,260	¥5,550	¥7,710	¥1,330	¥2,650	¥3,980
3日目まで	30分未満	¥7,260	¥4,250	¥3,010	¥730	¥1,450	¥2,180
	30分以上	¥8,560	¥5,550	¥3,010	¥860	¥1,710	¥2,570
4日目以降	30分未満	¥8,110	¥5,100	¥3,010	¥810	¥1,620	¥2,430
	30分以上	¥9,560	¥6,550	¥3,010	¥960	¥1,910	¥2,870
[注意] 以下は①精神科複数回訪問加算②精神科重症患者支援管理加算を届出済みの場合のみ							
同日 2 回目(★の届出が必要)		¥4,500	—	—	¥450	¥900	¥1,350
同日 3 回目(★の届出が必要)		¥8,000	—	—	¥800	¥1,600	¥2,400
外泊中の訪問							
1回につき		¥8,500	—	—	¥850	¥1,700	¥2,550

基本利用料以外（加算）

		利用料金(10割)	利用者負担額		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
退院時共同指導加算		¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
特別管理指導加算		¥2,000	¥200	¥400	¥600
退院支援指導加算		¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
退院支援指導加算(長時間)		¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
在宅患者連携指導加算		¥3,000	¥300	¥600	¥900
在宅患者緊急時等カンファレス加算		¥2,000	¥200	¥400	¥600
複数名精神科 訪問看護加算	① 2人目が看護師・作業療法士の場合	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	1日に2回訪問の場合	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
	1日に3回以上訪問の場合	¥14,500	¥1,450	¥2,900	¥4,350
	② 2人目が准看護師の場合	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
	1日に2回訪問の場合	¥7,600	¥760	¥1,520	¥2,280
	1日に3回以上訪問の場合	¥12,400	¥1,240	¥2,480	¥3,720
	③ 2人目が看護補助者および精神保健福祉士の場合	¥3,000	¥300	¥600	¥900
★精神科重症患者支援管理加算[※1]	①の場合	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
	②の場合	¥5,800	¥580	¥1,160	¥1,740
ターミナルケア療養費 1 [※2]		¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
ターミナルケア療養費 2 [※3]		¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
訪問看護情報提供療養費 1・2・3		¥1,500	¥150	¥300	¥450
24時間対応体制加算		¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040
特別管理加算（Ⅱ）		¥2,500	¥250	¥500	¥750
特別管理加算（Ⅰ）		¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
訪問看護 物価対応料	1日につき（月の初日の訪問の場合）	¥60	¥10	¥10	¥20
	1につき（月2回目以降の訪問の場合）	¥20	¥0	¥0	¥10
長時間精神科訪問看護加算 [※4]		¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
精神科緊急訪問看護加算(月14回まで)		¥2,650	¥270	¥530	¥800
精神科緊急訪問看護加算(月15回目以降)		¥2,000	¥200	¥400	¥600
早朝・夜間訪問加算（6-8・18-22）		¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜訪問看護加算（22-6）		¥4,200	¥420	¥840	¥1,260

※1・・・精神保健指定等が当該保健医療機関と別の訪問看護ステーションの看護師等と連携し、患者またはその家族の同意を得て計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療を行っている場合

①重症患者等のうち、集中的な支援を必要とする場合

②重症患者等

※2・・・ターミナルケア療養費 1：特別養護老人ホーム等でターミナルケアに係る加算等を請求していない場合

※3・・・ターミナルケア療養費 2：特別養護老人ホーム等でターミナルケアに係る加算等を請求している場合

※4・・・厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に限る

訪問看護物価対応料月の2回目以降は、1割負担2円、2割負担4円となります。四捨五入計算のため料金表0円表示となります。